



物価高騰対策給付金 (令和5年度こども加算)のご案内

- 令和5年度 武蔵野市 物価高騰対策給付金(令和5年度こども加算)は、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付への加算として支給する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童1人当たり5万円

支給までの期間

不備のない確認書(または申請書)を受理した日から20日後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日において武蔵野市に住民登録があり、同一世帯に**18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童**がいる令和5年度住民税非課税世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
※別世帯にいるが生計が同一である児童及び令和5年12月2日から令和6年7月1日までに出生された児童も対象となります。

手続きが必要です

令和5年12月1日時点で武蔵野市に住民登録のある方に、武蔵野市から**確認書**をお送りいたします(要返送)

返送期限：令和6年7月1日(月)
(消印有効)

【確認事項】

- ① 給付金の振込口座
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないこと
- ③ 対象児童 等



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給を受ける手続き

基準日（令和5年12月1日）時点で武蔵野市に住民登録がある世帯が対象になります。基準日時点で他自治体にお住いの世帯や、他自治体で同じ給付金を受給されている場合には武蔵野市からの支給対象となりません。

対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して、**返信してください**。



返信書類

- 必要事項を記入した確認書

確認書印字の振込先口座を変更する場合は、加えて次の書類が必要です。

- 振込先等確認書類貼付・代理権確認用紙
- 振込先金融機関口座確認書類の写し
- 本人（代理人）確認書類の写し

※以下の児童を対象として申請する場合には、別途書類が必要となりますので、市ホームページをご確認ください。

- 別世帯にいるが生計が同一である児童
- 武蔵野市から転出後に生まれた新生児

【確認書が届かないが、給付金の対象となる世帯】

- 確認書が届かない方で対象となる方は、給付金を受け取るには、**申請が必要**となります。

(市ホームページ)

※対象となるか分からない場合は、コールセンターへお問い合わせください。

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書等詳細につきましては、市ホームページをご参照ください。



お問い合わせ

武蔵野市物価高騰対策給付金コールセンター



0422-60-1994

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝除く）